

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和7年1月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー大津真野ショッピングセンター 大津市真野六丁目21番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 代表取締役 浅井家康
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社バロー 9時30分から22時まで 株式会社ユタカファーマシー 9時30分から22時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時から22時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社バロー 9時30分から22時まで 株式会社ユタカファーマシー 24時間
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- 4 変更年月日 令和7年1月1日
- 5 変更の理由 来客の生活スタイルの多様化に合わせた営業を行うため
- 6 届出年月日 令和6年12月26日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 令和7年1月24日から令和7年5月26日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和7年5月26日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号